

春日井市インターンシップ実施要領

制定 令和5年6月1日

1 要領の目的

この要領は、春日井市（以下「市」という。）が行うインターンシップ制度に関する基本的事項について定める。

2 インターンシップの目的

春日井市インターンシップ制度は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

3 受入手続き等

- (1) 教育機関は、その教育の一環として市における学生の実習を希望するときは、春日井市長に対して別紙様式1「春日井市インターンシップ申込書」により実習の申込みを行う。
- (2) 春日井市長は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を教育機関に通知する。
 - ア 希望する実習の内容及び期間が市で予定している実習の内容と合致していること
 - イ 教育機関において、事前学習やインターンシップ終了後の評価を行う等、実習を効果的に実施するための措置を講じていること
 - ウ 市の公務の遂行に支障がないこと
- (3) 学生の受入れを決定した場合、教育機関は覚書を市に提出する。

4 報酬等

市は、実習の受入れを決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

5 実習生の身分

実習生は、教育機関の学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

6 実習に専念する義務

実習生は、市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

7 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

8 秘密を守る義務

- (1) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- (2) 実習生は、前号に反して報告又は論文を書いてはならない。
- (3) 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、事前に市の承認を得るものとする。

9 実習中における事故責任等

- (1) 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- (3) 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

10 誓約書

実習生は、「6」～「9」に掲げる事項を遵守することを誓約するため、実習の前までに市に対して別紙「誓約書」提出しなければならない。

11 実習の中止

市は、実習生が「6」～「9」に掲げる事項に違反する行為を行ったときは、実習を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

12 その他

本要領に定めるもののほか、春日井市インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。